

第96期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月28日（水曜日）午前10時

開催場所

東京都中央区日本橋人形町二丁目22番1号
パーカーコーポビル 7階 会議室

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第96期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	15
連結計算書類	35
計算書類	38
監査報告書	41

※ご出席の株主様へのお土産は、ご用意いたしておりません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使について

書面（郵送）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後5時15分到着分まで

証券コード 9845
(発送日) 2023年6月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目22番1号
株式会社 **パーカー コーポレーション**
代表取締役社長 里 見 嘉 重

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第96期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.parkercorp.co.jp/investors/meeting/index.html>

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋人形町二丁目22番1号
パーカーコーポビル 7階 会議室

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第96期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第96期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役4名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。書面交付請求に従って株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 連結計算書類の連結注記表
② 計算書類の個別注記表

(2) ご返送いただきました議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案について「賛」の表示があったものとして取り扱います。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、制度変更直後のため書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

◎ご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図り、長期的な視点に立って株主の皆様への安定的な配当を継続することを基本方針としております。

期末配当につきましては、業績及び事業展開を勘案し、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、期末配当に中間配当を加えました年間配当金は、18円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9円

総額 225,088,083円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会の出席状況	
1	さとみ 里見 嘉重	代表取締役社長	25/25回 (100%)	再任
2	ないとう 内藤 和美	取締役業務本部管掌	25/25回 (100%)	再任
3	なかむら 中村 光伸	取締役	25/25回 (100%)	再任
4	かたくら 片倉 浩志	取締役機械本部管掌兼化成品本部長 兼自動車防音システム本部長	25/25回 (100%)	再任
5	むらなか 村中 正和	社外取締役	25/25回 (100%)	再任 社外 独立
6	なかの 中野 裕人	社外取締役	25/25回 (100%)	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

さとみ よししげ
里見 嘉重 (1967年10月10日生)

所有する当社の株式数 …………… 700,400株
取締役会出席状況 …………… 25/25回 (100%)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1990年10月	ダウ・ケミカル日本(株)入社	2018年6月	当社取締役副社長兼産業資材本部長 兼企画本部長
1997年12月	当社入社	2019年6月	当社代表取締役社長 (現任)
2004年6月	当社取締役化成部品本部長 兼企画本部長		
2012年6月	当社常務取締役企画本部長		
2015年6月	当社常務取締役産業資材本部長 兼企画本部長		

[重要な兼職の状況]

パーカー川上(株) 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

里見嘉重氏は、当社の代表取締役社長として経営全般を牽引しております。この経験と実績をもとに、当社の経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ないとう かずみ
内藤 和美 (1958年9月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 8,600株
取締役会出席状況 …………… 25/25回 (100%)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1982年4月	ヘキストジャパン(株)入社		
1992年8月	当社入社		
2005年4月	当社化学品二部長		
2009年6月	当社取締役化工品本部長		
2020年6月	当社取締役業務本部管掌 (現任)		

[重要な兼職の状況]

(株)ヘイセイコーポレーション 代表取締役社長
(株)東海化学工業所 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

内藤和美氏は、当社の取締役として化工品事業及び管理部門を牽引した経験と実績があることから、当社の経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

なかむら みつ のぶ
中村 光伸

(1962年4月13日生)

所有する当社の株式数 …………… 21,500株
取締役会出席状況 …………… 25/25回 (100%)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1985年4月 当社入社
2006年4月 当社化学品一部長
2012年6月 当社取締役化学品本部長
2020年6月 当社取締役(現任)

[重要な兼職の状況]

パーカーアサヒ(株) 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

中村光伸氏は、当社の取締役として化学品事業を牽引した経験と実績があることから、当社の経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

かたくら ひろし
片倉 浩志

(1962年2月23日生)

所有する当社の株式数 …………… 9,700株
取締役会出席状況 …………… 25/25回 (100%)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1985年4月 当社入社
2014年4月 PARKER CORPORATION MEXICANA, S. A.
de C. V. 出向 社長
2015年4月 当社化成品部長
2016年6月 当社取締役化成品本部長
2020年6月 当社取締役機械本部管掌
兼化成品本部長兼産業資材本部長
2022年4月 当社取締役機械本部管掌
兼化成品本部長
兼自動車防音システム本部長(現任)

取締役候補者とした理由

片倉浩志氏は、当社の取締役として化成品事業等を牽引した経験と実績があることから、当社の経営を担う適切な人材と判断し、選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

むらなか まさかず
村中 正和

(1956年 1月28日生)

所有する当社の株式数 …………… 2,500株
取締役会出席状況 …………… 25/25回 (100%)

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1979年 4月	東洋曹達工業(株) (現 東ソー(株)) 入社	2020年 6月	当社社外取締役 (現任)
2007年 3月	大洋塩ビ(株)出向		
2010年 6月	同社取締役		
2011年 6月	東ソー(株)理事 大洋塩ビ(株)常務取締役		
2016年 6月	太平化学製品(株)代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

村中正和氏は、他の会社における豊富な経営経験があることから社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。村中正和氏には、経営経験を活かし、業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。

また、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員長として当社の取締役候補者の選定や報酬の決定について、独立した立場から関与いただいております。

なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終了の時をもって3年となります。

候補者番号

6

なかの ひろと
中野 裕人 (1964年 3月26日生)

所有する当社の株式数 …………… 1,100株
取締役会出席状況 …………… 25/25回 (100%)

再任

社外

独立

[略歴、当社における地位及び担当]

1993年 4月 弁護士登録、第一東京弁護士会入会
第一芙蓉法律事務所入所
2001年 1月 同事務所パートナー弁護士 (現任)
2021年 6月 当社社外取締役 (現任)

[重要な兼職の状況]

第一芙蓉法律事務所 パートナー弁護士
学校法人村井学園 理事
東邦大学医療センター大森病院・大橋病院研修管理委員会 外部委員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中野裕人氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識があることから社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。中野裕人氏には、弁護士としての経験を活かし、業務執行に対する監督、助言をいただくことを期待しております。また、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員として当社の取締役候補者の選定や報酬の決定について、独立した立場から関与いただいております。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終了の時をもって2年となります。

- (注) 1. 候補者内藤和美氏が代表取締役社長をしております(株)ヘイセイコーポレーションと当社とは、産業廃棄物処理の仲介委託等に関する取引関係があります。
2. 候補者中村光伸氏が代表取締役社長をしておりますパーカーアサヒ(株)と当社とは、製品の仕入等に関する取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 村中正和氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
5. 中野裕人氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
6. 当社は、村中正和氏及び中野裕人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。村中正和氏及び中野裕人氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております(ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されません)。取締役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第3号議案 監査役4名選任の件

監査役橋本一雄氏、庄司作平氏及び目黒譲氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、藤嶋稔氏は本総会終結の時をもって辞任されます。

つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	監査役会の出席状況	
1	ふじしま 藤嶋 稔	監査役	13/13回 (100%)	再任
2	はしもと 橋本 一雄	監査役	13/13回 (100%)	再任
3	めぐる 目黒 譲	社外監査役	12/13回 (92%)	再任 社外 独立
4	すずき 鈴木 和哉	社外監査役	—	新任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 新任 新任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ふじしま
藤嶋

みのる
稔

(1955年8月7日生)

所有する当社の株式数 …………… 1,100株
監査役会出席状況 …………… 13/13回 (100%)

再任

[略歴及び当社における地位]

1974年4月	コピア(株)入社	2009年3月	ニスカ(株)出向 取締役管理部長
2007年3月	キヤノンファインテック(株)理事経理部長 (コピア(株)とキヤノンアプテックス(株)の合併によりキヤノンファインテック(株)となる。)	2012年3月	キヤノンファインテック(株) (現 キヤノンファインテックニスカ(株)) 理事コンプライアンス監理室長
		2016年4月	当社入社
		2018年7月	当社内部監査室長
		2021年6月	当社監査役 (現任)

監査役候補者とした理由及び就任年数

- ① 藤嶋稔氏は、経理、コンプライアンス及び内部監査に関する知識・経験があることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査役候補者といたしました。
- ② 藤嶋稔氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者番号

2

はしもと
橋本

かずお
一雄

(1949年4月3日生)

所有する当社の株式数 …………… 5,700株
監査役会出席状況 …………… 13/13回 (100%)

再任

[略歴及び当社における地位]

1972年4月	(株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行	2019年6月	当社監査役 (現任)
2001年9月	エレクトアー(株)入社		
2010年4月	(株)電波新聞社入社		
2013年3月	当社入社業務本部顧問		
2017年4月	当社経営管理室長		

監査役候補者とした理由及び就任年数

- ① 橋本一雄氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する知見を有しており、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけると判断したため、監査役候補者といたしました。
- ② 橋本一雄氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

候補者番号

3

めぐろ
目黒

ゆずる
譲

(1962年12月6日生)

所有する当社の株式数 …………… 0株
監査役会出席状況 …………… 12/13回 (92%)

再任

[略歴及び当社における地位]

1987年4月	東洋曹達工業(株) (現 東ソー(株)) 入社	2007年7月	日本光機工業(株)会計参与
		2018年8月	税理士目黒譲事務所開設 (現任)
1999年3月	公認会計士目黒邦博事務所入所		
2003年7月	税理士登録	2021年6月	当社監査役 (現任)

社外

独立

[重要な兼職の状況]

税理士目黒譲事務所 税理士

社外監査役候補者とした理由及び就任年数

- ① 目黒譲氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税務及び会計に関する知識・経験があることから、これを当社の監査に活かしていただけると判断したため、社外監査役候補者となりました。
- ② 目黒譲氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

候補者番号

4

すずき
鈴木

かずや
和哉

(1959年8月30日生)

所有する当社の株式数 …………… 0株
監査役会出席状況 …………… —

新任

[略歴及び当社における地位]

1984年4月	丸善石油化学(株)入社	2019年4月	同社顧問
2012年6月	同社取締役執行役員人事総務部長	2019年6月	京葉ポリエチレン(株)代表取締役社長
2017年6月	同社代表取締役専務取締役執行役員 営業本部長	2022年3月	京葉ポリエチレン(株)代表取締役社長 退任、丸善石油化学(株)顧問退任

社外

独立

社外監査役候補者とした理由

鈴木和哉氏は、他の会社における豊富な経営経験があることから、これを当社の監査に活かしていただけると判断したため、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 目黒譲氏及び鈴木和哉氏は、社外監査役の候補者であります。なお、当社は両氏を本議案の承認可決を前提に、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 当社は、藤嶋稔氏、橋本一雄氏及び目黒譲氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、鈴木和哉氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の遂行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されません）。監査役候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

当社は、収益源の多様化並びに顧客が満足する魅力ある製品の開発と質の高いサービスの提供によって顧客満足の最大化を追求し、次の収益基盤の創造に向けた事業戦略を立案・実行するよう努めております。このように当社が目指す事業の方向性を踏まえて、取締役期待するスキルマトリックスを下表のとおり定めております。

取締役の選任に当たっては、任意の指名・報酬諮問委員会（独立社外取締役2名、独立社外監査役1名、代表取締役1名で構成）の審議結果を踏まえ、取締役会が候補者を決定することとしております。監査役についても、会計・ファイナンスに関する知識と経験を有する者を選任し、取締役会全体としてバランスのとれた構成としております。

（ご参考）スキルマトリックス

氏 名		分 野					
		企業経営	研究開発・環境・品質	営業・マーケティング	法務・ リスクマネジメント	グローバルビジネス	会計・ファイナンス
取 締 役	里見 嘉重	○		○		○	○
	内藤 和美	○	○	○	○		○
	中村 光伸	○	○	○		○	
	片倉 浩志	○		○	○	○	
	村中 正和	○		○		○	○
	中野 裕人		○		○		
監 査 役	藤嶋 稔	○			○	○	○
	橋本 一雄	○				○	○
	目黒 譲				○		○
	鈴木 和哉	○		○	○		

（注）各人が保有するスキルに○を記載しています。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

わだ こうじ
和田 康二 (1962年5月23日生)

所有する当社の株式数 …………… 0株

[略歴]

1987年4月 旭千代田工業(株)入社
2011年3月 同社監査役
2011年3月 (株)旭千代田ホールディング取締役(現任)
2019年9月 三洋電子(株)代表取締役社長(現任)

[重要な兼職の状況]

(株)旭千代田ホールディング 取締役
三洋電子(株) 代表取締役社長

補欠の社外監査役候補者とした理由

和田康二氏は、他の会社の取締役及び監査役を経験されていることから、その見識と豊富な経験を当社の監査に活かしていただくため補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者和田康二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 和田康二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、和田康二氏が監査役に就任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております(ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されません)。和田康二氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐ中で経済活動の正常化が進み、国内需要を中心に景気は緩やかな持ち直しの動きが続きました。一方で、ウクライナ情勢の長期化や世界的な金融引き締めを背景とした世界経済の減速懸念、急激な為替変動や原材料価格の上昇、半導体を巡る米中貿易摩擦による影響等、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような状況のもと当社グループは、社会情勢の変化や需要を的確に捉え、将来を見据えた幅広い視野を持ち、高い付加価値が込められた製品を提案すること、そのような付加価値を創出する「コト作り」に注力した製品開発に繋げ、更に高いレベルでの技術サービスの提供とグローバル化を推進し、持続的な成長と顧客の信頼を獲得するよう努めてまいりました。

当社グループの主力の取引先である自動車業界は日本国内では半導体の供給制限の状況は緩和しつつありますが、原材料価格高騰等の影響を受けております。海外子会社では為替の円安の影響により売上は増加しておりますが、上海ロックダウンの影響による工場の生産停止が長期間にわたり発生しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は56,786百万円（前期比13.6%増）、営業利益は3,655百万円（同36.2%増）、経常利益は3,809百万円（同24.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,478百万円（同62.9%増）となりました。

各事業部門の概要は、次のとおりであります。

① 機械部門

当部門は、自動車・食品・化学業界を主体とするユーザー向けの装置や機械設備の設計・製造及び輸入販売を行っております。

食品業界向け輸入機械販売は順調に推移しましたが、自動車業界向け設備の製造販売におきましては、新車開発の遅延や設備導入計画の廃案により受注が減少、また部品材料価格が高騰したことにより減収減益となりました。

当部門の売上高は、2,794百万円（同3.4%減）、営業利益は97百万円（同61.5%減）となりました。

② 化成品部門

当部門は、主として自動車製造ライン向けシーリング材やアンダーコート等の防錆対策材料や環境及び車体軽量化のための剛性補助材並びに住宅向け複層ガラス用シーラントや新素材を応用した機能性製品をユーザーとの共同開発により製造・販売を行っております。

自動車業界向けの製造販売は、国内におきましては半導体の供給制限の緩和傾向により自動車生産台数は回復しつつあります。海外におきましては円安の影響により売上高は増加し、営業利益については原材料高騰の影響はありましたが、一部製品の収益改善もあり増収となりました。

当部門の売上高は20,571百万円（同16.0%増）、営業利益は1,015百万円（同199.0%増）となりました。

③ 化学品部門

当部門は、自動車・電機等の広範囲な製造分野を対象市場とする生産ライン向け洗浄剤・防錆剤・塗装剥離剤等の一般工業用ケミカル品の製造・販売及び鉄鋼業界向けデスクレーン用ケミカル及び関連装置（ソルトバス）等の設計施工・販売を行っております。

海外向け設備の検収完了があり、前年より増収となりましたが、国内市場向けの工業用ケミカルの製造販売は自動車メーカーの関連ラインにおける稼働の制限と原材料高騰による影響で減益となりました。

当部門の売上高は6,394百万円（同0.8%増）、営業利益は177百万円（同54.6%減）となりました。

④ 産業用素材部門

当部門は、自動車及びエアコン用の防音・防振材をユーザーニーズに基づきユーザーとの共同開発を含め製造・販売を行っております。日本、タイ、ベトナム、中国（上海、広州）、チェコ、トルコに生産拠点を配置し、グローバルな供給体制を推進しております。

自動車用防音材の製造販売は、国内におきまして一部の自動車メーカーでは半導体の供給制限の緩和傾向により自動車生産台数は回復しつつありますが、海外におきましては部品供給不足により低調に推移しました。家電用防音材の製造販売はアジア圏では上海ロックダウンによる部品供給制限の影響等がありましたが、欧州においては天然ガス価格高騰に伴う省エネヒートポンプ暖房機普及拡大により好調に推移しました。

当部門の売上高は16,497百万円（同18.1%増）、営業利益は1,369百万円（同76.8%増）となりました。

⑤ 化工品部門

当部門は、電子部品や半導体、ディスプレイ製造向けの電子産業用ファインケミカル、撥水剤やワックス等のカーケアケミカル、鉄道・航空機・船舶整備向けケミカル、工業用熱風機並びに乾燥剤の開発・製造・販売を行っております。

国内カーケアケミカルは、社会経済活動がコロナ禍前に回復しつつあり増収となりましたが、原材料価格や物流費の高騰等により利益は前期並みとなりました。

国内外のファインケミカル製造販売は、パソコンやスマートフォン等電子デバイスの需要減退による部材の在庫調整等により減収減益となりました。

当部門の売上高は6,263百万円（同6.1%増）、営業利益は627百万円（同17.8%減）となりました。

⑥ その他部門

当部門は、製商品や原材料の貿易業務を主体とし、燃料等の石油関連製品の販売等を行っております。

その他部門は主に化学原料の輸出入の増加により増収増益となりました。

当部門の売上高は4,265百万円（同36.0%増）、営業利益は367百万円（同127.5%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資等の総額は、1,334百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① グループ全体の持続的成長

将来を見据えた『事業の選択と集中』を計画的に進め、次代の収益基盤となる『新市場の創造』を推進し、グループ全体の持続的成長に繋げていきます。

② 経営判断の更なる迅速化

経営環境の急激な変化に対応するため、月間2回実施の取締役会を継続し、情報の的確な把握による経営判断を迅速に行い、経営資源の最大限の有効活用を図ってまいります。

③ 社会貢献

事業活動を通じて社会に貢献する企業として、『顧客から信頼と期待を得る会社』、『積極的提案の出る企業文化を持つ会社』、『従業員が誇りを持てる会社』を目指します。

④ 価値ある製品と質の高いサービスの提供

提案型企業として、テクニカルセンターの研究開発機能を駆使して市場ニーズに即した製品開発に努め、『顧客が満足する価値ある製品と質の高いサービス』をタイムリーに提供します。

⑤ タイムリーなグローバル戦略の展開

世界市場の動向を常に把握し、日本を含めた既存のグローバルネットワークを有機的に結合させ、適地生産体制の確立と新規市場の開拓を図ってまいります。

⑥ 製造部門の強化と品質向上

顧客に対する開発から供給までの一貫したフォロー体制を向上させるため、グループ内製造部門の更なる整備と積極的な設備投資を行い、国際基準に準じた更なる品質の向上を図ってまいります。

⑦ 収益向上

グループ各社との緊密な連携のもと、原価管理の徹底と生産の最適化を図り、限られた経営資源を有効かつ効率的に活かし、収益向上を目指します。

⑧ 人材育成の促進

競争力の源泉は『人』であり、戦略的思考と発想を持ち、自ら率先して行動し問題解決能力を有したグローバルに活躍できる人材を中長期研修制度により育成してまいります。

⑨ コーポレートガバナンスの強化

コーポレートガバナンスを強化し、法令遵守やリスク管理等の内部統制をグループ全体に周知徹底し、健全で活力あふれる職場環境を整備します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第93期 2019年度	第94期 2020年度	第95期 2021年度	第96期 (当連結会計年度) 2022年度
売上高（百万円）	50,768	44,061	49,979	56,786
経常利益（百万円）	3,582	2,893	3,066	3,809
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	2,513	2,375	1,521	2,478
1株当たり当期純利益	97円74銭	92円91銭	59円88銭	99円02銭
総資産（百万円）	51,246	53,243	54,303	60,160
純資産（百万円）	32,787	34,687	35,536	39,044

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第95期連結会計年度の期首から適用しており、第95期連結会計年度以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
パーカーアサヒ株式会社	830百万円	91.0%	化成品部材・産業用素材の製造販売
パーカー工業株式会社	72百万円	100.0%	機械装置の製造販売
パーカーケミテック株式会社	60百万円	100.0%	金属表面処理加工 化学工業薬品の製造販売
株式会社パーカーアコウスティック	20百万円	100.0%	産業用素材の製造販売
パーカー川上株式会社	50百万円	100.0%	その他輸出入商品の販売
株式会社東海化学工業所	48百万円	100.0%	乾燥剤の製造販売
SHANGHAI PARKER M&E PARTS CO., LTD.	121百万円 (9百万円)	100.0% (10.0%)	産業用素材の製造販売
PARKER M&E PARTS (FOSHAN) CO., LTD.	100百万円 (8百万円)	100.0% (10.0%)	化成品部材の製造販売
PARKER INTERNATIONAL CORP. (THAILAND) LTD.	97百万円 (28百万BAHT)	79.8% (54.8%)	産業用素材の製造販売
PARKER INTERNATIONAL (TAIWAN) CORPORATION	362百万円 (100百万NT\$)	100.0%	化学工業薬品の製造販売
PARKER INTERNATIONAL CZECH s. r. o.	130百万円 (30百万CZK)	100.0%	産業用素材の製造販売

(注) 当社の出資比率の()内は、間接の出資比率であります。

(7) 主要な事業内容

商品、サービス別の経営管理区分に基づいて事業区分しており、機械、化成品、化学品、産業用素材、化工品、その他部門に関する事業を行っております。

事業区分	主要製品
機 械 部 門	食品・化学設備機械、製靴機械・材料、自動車関連設備機械
化 成 品 部 門	自動車用材料（ボディーシーラー、アンダーコート他） 自動車部品（剛性補助材、制振材、中空発泡部材他） ガラス用シール材
化 学 品 部 門	工業用洗浄剤、バレル研磨機、研磨材料、鉄鋼・特殊鋼設備機械 ケミカル（塗料、薬品）
産 業 用 素 材 部 門	自動車用防音材、家電用防音材
化 工 品 部 門	電子産業用ファインケミカル、カーケアケミカル他工業用薬品、洗浄設備 工業用熱風機、乾燥剤
そ の 他 部 門	石油関連商品、建設資材

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
当 社	本 社：東京都中央区 支 店：大阪（大阪府吹田市） 名古屋（名古屋市中村区） 九州（北九州市小倉北区） 研究所：東京都江東区
パーカーアサヒ株式会社	東京都中央区、埼玉県深谷市、福岡県嘉麻市
パーカー工業株式会社	埼玉県北葛飾郡
パーカーケミテック株式会社	埼玉県幸手市、神奈川県海老名市 山口県下松市
株式会社パーカーアコウステック	滋賀県蒲生郡、静岡県富士市、群馬県太田市
パーカー川上株式会社	東京都中央区
株式会社東海化学工業所	愛知県豊田市
SHANGHAI PARKER M&E PARTS CO., LTD.	中国 上海
PARKER M&E PARTS (FOSHAN) CO., LTD.	中国 佛山
PARKER INTERNATIONAL CORP. (THAILAND) LTD.	タイ バンコク
PARKER INTERNATIONAL (TAIWAN) CORPORATION	台湾 新竹
PARKER INTERNATIONAL CZECH s. r. o.	チェコ プラハ

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
1,718名	8名減

(注) 従業員には、嘱託及びパートタイマー（263名）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
228名	1名減

(注) 従業員には、嘱託及びパートタイマー（28名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
	百万円
株式会社三菱UFJ銀行	550
株式会社みずほ銀行	550
株式会社三井住友銀行	550

(注) 企業集団の主要な借入先として、当社の主要な借入先の状況を記載しています。

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2023年4月3日付で日東電工株式会社グループが有するNVH事業の一部（鋼板用補強材等の製造及び販売に関する事業）を再編・集約するために新設したPNホールディングス合同会社の全持分を取得しました。

詳細は、連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 26,801,452株

(3) 株主数 2,088名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本パーカライジング株式会社	千株 6,058	% 24.22
ビービーエイチフォーフィデリティ ロープライズドストックファンド (プリンシパルオールセクターサブポートフォリオ)	2,130	8.52
ユニベスト株式会社	1,476	5.90
株式会社日本パーカーライジング広島工場	877	3.51
内藤 征吾	750	3.00
里見 嘉重	700	2.80
公益財団法人里見奨学会	646	2.58
浜田 信	585	2.34
株式会社旭千代田ホールディング	548	2.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	468	1.87

(注) 1. 当社は自己株式(1,791,665株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は2021年6月25日開催の第94期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。これを受け、2022年6月28日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月26日付けで取締役4名に対して自己株式1,600株と社外取締役2名に対して自己株式800株の処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、取得総数600,000株（上限）、取得総額330,000,000円（上限）、取得期間2021年11月22日から2022年6月30日までとする自己株式の取得を当社定款に基づき決議いたしました。

本決議に基づく2022年6月30日現在の自己株式の取得状況は、以下のとおりです。

- ア．取得した株式の総数 457,900株
- イ．株式の取得価額の総額 230,890,900円

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
里見嘉重	代表取締役社長	パーカー川上(株) 代表取締役社長
内藤和美	取締役 業務本部管掌	(株)ヘイセイコーポレーション 代表取締役社長 (株)東海化学工業所 代表取締役社長
中村光伸	取締役	パーカーアサヒ(株) 代表取締役社長
片倉浩志	取締役 機械本部管掌 兼 化成品本部長 兼 自動車防音システム本部長	
村中正和	取締役	
中野裕人	取締役	第一芙蓉法律事務所 パートナー弁護士 学校法人村井学園 理事 東邦大学医療センター大森病院・大橋病院 研修管理委員会 外部委員
藤嶋稔	常勤監査役	
橋本一雄	常勤監査役	
庄司作平	監査役	
目黒讓	監査役	税理士目黒讓事務所 税理士

- (注) 1. 取締役村中正和氏及び同中野裕人氏は、社外取締役であります。
2. 監査役庄司作平氏及び同日黒讓氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役村中正和氏、同中野裕人氏、監査役庄司作平氏及び同日黒讓氏を、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
4. 監査役庄司作平氏は、日本パーカライジング(株)における長年にわたる経理業務の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役目黒讓氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役村中正和氏、同中野裕人氏、監査役藤嶋稔氏、同橋本一雄氏、同庄司作平氏及び同日黒讓氏と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96百万円 (11百万円)	95百万円 (11百万円)	— (—)	1百万円 (0百万円)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	23百万円 (6百万円)	23百万円 (6百万円)	— (—)	— (—)	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	120百万円 (17百万円)	118百万円 (16百万円)	— (—)	1百万円 (0百万円)	10名 (4名)

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額のほか、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11百万円（取締役11百万円）があります。
3. 当事業年度末現在の人数は、取締役6名、監査役4名であります。
4. 業績連動報酬は、当社の連結業績（経常利益）の達成度等に応じて、業績連動報酬の総額を内規に従って計算し、基本報酬の額を基準として各取締役役に配分しております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として、各取締役役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月28日開催の第95期定時株主総会において、年額1億9,000万円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。

また、金銭報酬とは別枠で2021年6月25日開催の第94期定時株主総会において、株式報酬の額として年額1,000万円以内（うち社外取締役分は200万円以内）、株式数の上限を年20,000株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第92期定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月1日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業務執行に対するモチベーションの向上を図り、かつ株主利益と連動する報酬体系とする。

個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえ、かつ当社の業績を考慮した適正な水準に設定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、職位別基本報酬および年1回支払う業績連動報酬で構成される。

上記報酬のほか、取締役が退任する場合には、退任後に退職慰労金を支払う。

監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、年俸制とする。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の職位別基本報酬は、取締役会が事業年度ごとに定める利益計画に連動した年額とし、これを12分割した額を毎月支払う。

ウ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金を支給する。

- エ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、期首に取締役会が定めた利益計画の達成度を踏まえ、指名・報酬諮問委員会において検討を行う。取締役会（下記オの委任を受けた代表取締役社長）は指名・報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。

なお、業績連動報酬の比率は、職位別基本報酬の原則0%～100%とする。

- オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定する。

- ④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2022年6月28日開催の取締役会において、代表取締役社長里見嘉重に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長が決定しております。

代表取締役社長に委任した理由は、代表取締役社長が当社の業績、経営環境、各取締役の担当及び職責を最も熟知しており、報酬額の決定を行うのが最も適していると判断したためです。

なお、取締役の個人別の報酬額は、任意の指名・報酬諮問委員会が社内規程にもとづき審議していることから、代表取締役社長による恣意的な決定はなされず、権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況と役割
社外取締役	村 中 正 和	当事業年度において開催された取締役会25回全てに出席しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。主に企業経営者としての経験と見識から発言を行う等、当社に対する的確な助言者としての役割を果たしました。
社外取締役	中 野 裕 人	当事業年度において開催された取締役会25回全てに出席しております。また、指名・報酬諮問委員会の委員を務め、取締役の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。主に弁護士としての専門的見地から発言を行う等、当社に対する的確な助言者としての役割を果たしました。

② 監査役

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外監査役	庄 司 作 平	当事業年度において開催された取締役会25回及び監査役会13回の全てに出席し、また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めました。主に経理及び財務に関する経験と見識から発言を行う等、監査機能を十分に発揮しました。
社外監査役	目 黒 謙	当事業年度において開催された取締役会25回のうち24回に、また監査役会13回のうち12回に出席しております。主に税理士としての専門的見地から発言を行う等、監査機能を十分に発揮しました。

ウ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員であり、保険料は全額会社が負担しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし、法令違反の行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称又は氏名

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査の実施状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

なお、当社の子会社には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けている会社があります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制につき、次のとおり決議しております。

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、企業行動指針及び役職員行動規範等を周知徹底することにより、コンプライアンス体制の維持・向上を図る。
 - イ. 当社は、内部通報規程を定め、当社の取締役及び従業員が法令、定款、社内規程等に違反する疑いのある行為について、社内及び社外の相談窓口に通報または相談を直接行うことができる体制とする。
 - ウ. 社長直轄の内部監査室が、業務執行及びコンプライアンスの活動状況に関して監査を実施し、その結果について、社長及び監査役に報告する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る文書その他の情報を適切に保存、管理する。また、取締役及び監査役は常時これらの文書その他の情報を閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 当社は、リスク管理委員会を設置するとともに、リスク管理規程に従い、リスクを適切に管理する。
 - イ. リスク管理委員会は、リスク管理の状況を取締役によって構成される内部統制委員会へ報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 当社は、取締役会を原則月2回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - イ. 当社は、執行役員制度を導入し、執行役員には取締役会が決議した業務執行権限を与えることにより、環境変化に応じた業務執行の迅速化を図る。また、執行役員には必要に応じて取締役会に対して業務執行状況を報告させる。
 - ウ. 当社は、取締役会規程及び執行役員規程を定め、取締役ならびに執行役員の役割と権限を明確にすることにより取締役の職務執行の効率化を図る。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、関係会社管理規程に基づく子会社から当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。また、当社から子会社に取締役又は監査役を適宜派遣することにより、業務執行を監督する。

- イ. 当社は、当社及び子会社からなる当社グループに適用するリスク管理規程等に基づき、リスク管理を行う。但し、子会社のリスク管理は、他の株主との関係及び海外においては当該国の法令、慣習の違いを考慮し、段階的な導入を進める等、適切な方法により体制整備に努める。
 - ウ. 当社は、子会社の事業計画及び予算を管理するため子会社の代表者が出席するグループ予算会議を開催する。また、当社は、子会社の業績及び財務状況等を把握し、適切な助言を行うことにより、子会社の業務の効率性向上を図る。
 - エ. 当社は、子会社の規模、業容及び当社グループにおける重要性等を踏まえ、企業行動指針及び役職員行動規範等を、子会社に周知することにより、当社グループのコンプライアンス体制の構築を図る。
 - オ. 当社の監査役は、子会社の監査を行うとともに、子会社の監査役と意見交換等を行い、連携を図る。
 - カ. 当社の内部監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備・運用状況を監査し、その結果について、当社代表取締役及び監査役に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から求めがあった場合は、取締役と監査役との協議により、監査役の職務を補助する使用人として適切な人材を置く。
- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 取締役が、監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、懲戒処分等の人事権を行使する場合は、監査役の同意を得なければならない。
 - イ. 監査役の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事させる。
- ⑧ 当社及びその子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ア. 監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に出席し、経営上の重要情報を把握する。更に、監査役は、重要な稟議書その他経営に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその報告を求めることができる。
 - イ. 当社グループに適用する内部通報規程等に基づき、監査役は、法令違反等に関する報告を子会社の取締役又は使用人、もしくは内部通報規程等に定められた担当者から受ける。
 - ウ. 当社は、当社監査役に法令違反等に関する報告を行った当社グループの者が、その報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- ア. 監査役は、職務の遂行にあたり弁護士、公認会計士等の外部専門家を必要に応じて活用することができる。また、当社は、監査役の職務の遂行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- イ. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換会を開催する。また、監査役は、会計監査人から定期的に報告を受け、その際に必要な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 業務の適正を確保するための取り組み

当社は、取締役会において決議した会社法第362条第4項第6号に定める会社の業務の適正を確保するための体制に関する評価を実施した結果、適切に運用されていることを確認いたしました。

② コンプライアンスに関する取り組み

当社は、コンプライアンスに関する社内研修並びに当社及びグループ各社の使用人を対象にコンプライアンスに関するディスカッションを行わせる等して、法令遵守の周知徹底に取り組みました。

また、当社は、コンプライアンス体制の充実を図るため、法令違反等に関する相談制度を運用しております。

③ リスク管理に関する取り組み

当社は、当社グループの事業運営に影響を及ぼすリスクを選定し、そのリスク管理に関するマニュアルを周知し、またリスクの管理状況をモニタリングする等してリスクの低減活動に取り組みました。

④ 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取り組み

当社は、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において重要事項の審議・決議を行いました。

さらに、当社は、執行役員制度を活用し、効率的に業務執行いたしました。

⑤ グループ管理に関する取り組み

当社は、関係会社管理規程に基づき、国内外の子会社から当社への決裁・報告制度を運用することにより、グループ会社の経営管理を行いました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満切捨て、比率その他については四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	39,613	流 動 負 債	15,332
現金及び預金	18,002	支払手形及び買掛金	8,569
受取手形及び売掛金	13,491	短期借入金	2,601
有価証券	14	一年内返済予定長期借入金	304
商品及び製品	4,343	リース債務	252
仕掛品	462	未払法人税等	768
原材料及び貯蔵品	2,322	賞与引当金	754
その他	986	その他	2,082
貸倒引当金	△9	固 定 負 債	5,784
固 定 資 産	20,547	長期借入金	2,027
有 形 固 定 資 産	13,667	リース債務	347
建物及び構築物	3,738	繰延税金負債	1,272
機械装置及び運搬具	1,881	役員退職慰労引当金	134
土地	6,473	退職給付に係る負債	1,897
リース資産	544	資産除去債務	24
建設仮勘定	108	その他	80
その他	921	負 債 合 計	21,116
無 形 固 定 資 産	665	純 資 産 の 部	
借地権	128	株 主 資 本	32,487
のれん	311	資本金	2,201
その他	225	資本剰余金	2,517
投 資 そ の 他 の 資 産	6,213	利益剰余金	28,419
投資有価証券	4,409	自己株式	△650
長期貸付金	242	その他の包括利益累計額	4,158
繰延税金資産	109	その他有価証券評価差額金	1,949
その他	1,537	繰延ヘッジ損益	△42
貸倒引当金	△85	為替換算調整勘定	2,251
資 産 合 計	60,160	非支配株主持分	2,398
		純 資 産 合 計	39,044
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	60,160

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		56,786
売上原価		43,381
売上総利益		13,405
販売費及び一般管理費		9,750
営業利益		3,655
営業外収益		
受取利息	59	
受取配当金	138	
受取賃貸料	19	
持分法による投資利益	36	
その他	76	329
営業外費用		
支払利息	58	
税額控除外源泉税	28	
為替差損	49	
その他	38	175
経常利益		3,809
特別利益		
固定資産売却益	11	11
特別損失		
固定資産売却損失	1	
固定資産除却損失	5	
減損	48	54
税金等調整前当期純利益		3,765
法人税、住民税及び事業税	1,075	
法人税等調整額	△68	1,006
当期純利益		2,758
非支配株主に帰属する当期純利益		280
親会社株主に帰属する当期純利益		2,478

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
2022年4月1日残高	2,201	2,516	26,342	△546	30,513
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△176		△176
剰余金の配当(中間配当)			△225		△225
親会社株主に帰属する当期純利益			2,478		2,478
自己株式の取得				△106	△106
自己株式の処分		0		1	2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	2,077	△104	1,973
2023年3月31日残高	2,201	2,517	28,419	△650	32,487

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
2022年4月1日残高	1,812	13	1,051	2,877	2,146	35,536
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△176
剰余金の配当(中間配当)						△225
親会社株主に帰属する当期純利益						2,478
自己株式の取得						△106
自己株式の処分						2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	137	△56	1,200	1,281	252	1,533
連結会計年度中の変動額合計	137	△56	1,200	1,281	252	3,507
2023年3月31日残高	1,949	△42	2,251	4,158	2,398	39,044

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	15,919	流 動 負 債	8,048
現金及び預金	4,665	支払手形	101
受取手形	294	電子記録債権	867
電子記録債権	1,378	買掛金	3,286
売掛金	6,233	短期借入金	1,200
商前渡金	2,209	関係会社短期借入金	988
前払費用	138	リース債権	232
関係会社短期貸付金	194	未払払費	396
未収入金	30	未払法人税等	186
その他	734	未払消費税等	232
貸倒引当金	72	未払消費税	37
	△30	前受引当金	82
固 定 資 産	13,519	賞与引当金	410
有 形 固 定 資 産	5,391	その他	27
建物	1,023	固 定 負 債	3,214
構築物	17	長期借入金	1,750
機械装置	214	リース債権	307
車両運搬具	8	退職給付引当金	1,012
工具器具備品	96	役員退職慰労引当金	103
土地	3,454	債務保証損失引当金	27
リース資産	490	資産除去債	7
建設仮勘定	85	その他	6
無 形 固 定 資 産	175	負 債 合 計	11,262
ソフトウェア	133	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	38	株 主 資 本	16,861
電話加入権	3	資 本 金	2,201
投資その他の資産	7,952	資 本 剰 余 金	2,279
投資有価証券	693	資 本 準 備 金	2,210
関係会社株式	5,419	そ の 他 資 本 剰 余 金	68
関係会社出資金	899	利 益 剰 余 金	13,031
長期貸付金	242	利 益 準 備 金	179
関係会社長期貸付金	285	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,851
繰延税金資産	20	別 途 積 立 金	4,403
敷金	32	繰 越 利 益 剰 余 金	8,448
保証金	15	自 己 株 式	△650
その他	447	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,315
貸倒引当金	△103	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,358
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△42
資 産 合 計	29,438	純 資 産 合 計	18,176
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	29,438

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		25,552
売上原価		18,947
売上総利益		6,604
販売費及び一般管理費		5,368
営業利益		1,236
営業外収益		
受取利息及び配当金	567	
その他の	246	814
営業外費用		
支払利息	36	
その他の	181	218
経常利益		1,832
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		1,829
法人税、住民税及び事業税	396	
法人税等調整額	△23	372
当期純利益		1,457

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							利益 剰余金 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		別途 積立金	繰越利益 剰余金	
2022年4月1日残高	2,201	2,210	68	2,278	179	4,403	7,392	11,975
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△176	△176
剰余金の配当(中間配当)							△225	△225
当期純利益							1,457	1,457
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	0	0	—	—	1,055	1,055
2023年3月31日残高	2,201	2,210	68	2,279	179	4,403	8,448	13,031

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
2022年4月1日残高	△546	15,908	1,266	11	1,277	17,186
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△176				△176
剰余金の配当(中間配当)		△225				△225
当期純利益		1,457				1,457
自己株式の取得	△106	△106				△106
自己株式の処分	1	2				2
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)			91	△53	37	37
事業年度中の変動額合計	△104	952	91	△53	37	989
2023年3月31日残高	△650	16,861	1,358	△42	1,315	18,176

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社パーカーコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パーカーコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パーカーコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載されているとおり、会社は2022年9月21日開催の取締役会において、日東電工株式会社グループが有するNVH事業の一部(鋼板用補強材等の製造及び販売に関する事業)を再編・集約するために新設したPNホールディングス合同会社の全持分を取得し、子会社化することについて決議し、2022年10月24日付で持分譲渡契約を締結し、2023年4月3日付で全持分を取得した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社パーカーコーポレーション
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 康一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 武男

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パーカーコーポレーションの2022年4月1日から2023年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

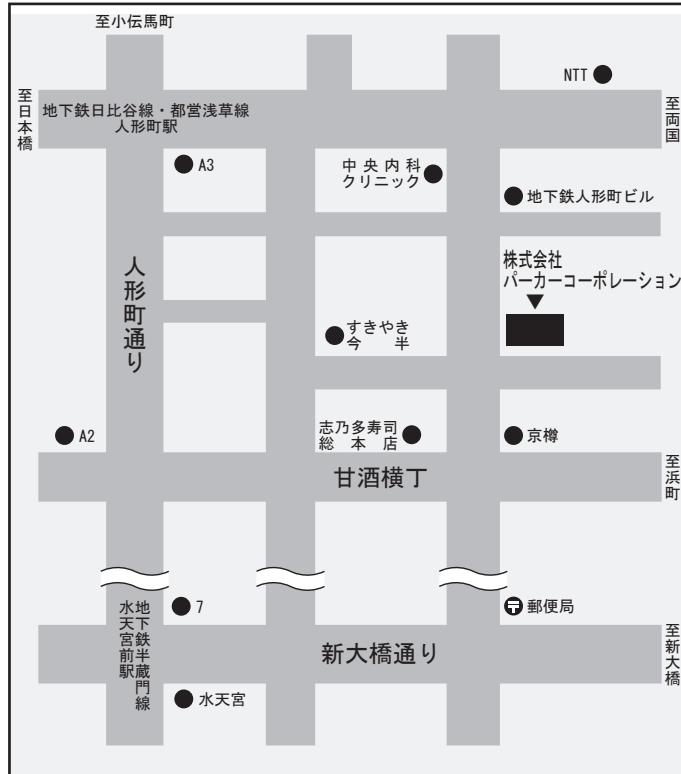
2023年5月18日

株式会社パーカーコーポレーション		監査役会
常勤監査役	藤 嶋	稔 ㊟
常勤監査役	橋 本	一 雄 ㊟
社外監査役	庄 司	作 平 ㊟
社外監査役	目 黒	譲 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内略図

東京都中央区日本橋人形町二丁目22番1号
パーカーコーポビル 7階 会議室
TEL (03) 5644-0600



地下鉄	日比谷線	人形町駅	A2・A3出口	徒歩4分
	都営浅草線	人形町駅	A3出口	徒歩4分
	半蔵門線	水天宮前駅	7出口	徒歩5分

(お知らせ)

- ・会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
- ・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。